

答申第 806 号

情 公 第 3218 号

令和 7 年 3 月 4 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会

会 長 田 村 達 久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 2 年 4 月 30 日付けで諮問された特定地番の土地に関する文書一部非公開の件（諮問第 856 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、審査請求人からの令和元年10月4日付け行政文書公開請求に対し、別表2の「特定した行政文書」欄に掲げる行政文書を特定した上で、行政文書一部公開決定を行ったことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和元年10月4日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、別表1の「請求内容」欄に掲げるとおり、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和元年10月17日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長した上、令和元年12月2日付けで、別表1の「原処分内容」欄に掲げるとおり、行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和2年1月10日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、自己所有地の境界復元の必要から関連資料の公開を求めた。実施機関に対し、実施機関が文書内容を改ざんした旨の指摘をしたところ、実施機関から「訂正文書を出す。」との回答があったが、実行されていない。
- (2) 実施機関は、自らの文書管理や情報管理に適正さを欠いているにもかかわらず、漫然と根拠条文の一部を示すのみで、文書不存在等を理由に非公開決定を行っている。
- (3) 請求した文書が不存在であるのは実施機関の調査不足等によるものである。適切に行政文書の公開が実施されることを求め、審査請求を提起するものである。

4 実施機関（担当：県土整備局住宅営繕事務所）の説明要旨

(1) 文書の特定について

審査請求人と十数回延べ50時間以上の面談を行い、公開文書の説明及び審査請求人の主張等に対して意見交換を行っている。この過程で本請求に係る平成21年から平成22年の団地施設改善に係る文書を特定し、公開を行っている。公開に当たっては、文書を広範囲に特定し、類推される文書についても参考文書として公開している。

(2) 文書の不存在について

実施機関の職員が審査請求人に対して行った発言の裏付け（根拠）文書については、口頭対応事案であることから、起案・決裁を了し施行した文書は存在していない。

また、小規模工事に関する文書についても、指定管理者が業者発注を行っているため、起案・決裁を了し施行した文書は存在していない。当時の実施機関の職員が若干のメモ書きを廃棄せずに残していたので、そのメモ書き及び対応記録を公開している。

(3) 不存在文書又は公開対象外文書について

別表1に掲げる請求2、請求3、請求4、請求5、請求6、請求7－①、請求8、請求9、請求10－①、請求10－②、請求10－④、請求10－⑤については、起案・決裁を了した施行文書が存在しない（物理的不存在）。事務室内及びPDF集積ファイル内を探したが、見当たらない。存在した文書なのか、元々不存在文書なのか不明である。

(4) 一部非公開とした文書について

別表に掲げる請求7－②、請求10－③、請求11－①に係る文書に記載された住所・個人名については、公開によって当該個人に問合せ等がなされ、当該個人の権利利益が害されるおそれを考慮し、非公開とした。

(5) 全体を通しての考察

審査請求人より、同一文書の公開請求を複数回受けているが、保管文書の隠蔽は行っていないので、今後においても、審査請求人の同一内容文書の公開請求については、これまでに公開した文書の公開を繰り返す結果となる。

5 審査会の判断理由

(1) 行政文書の特定の妥当性について

実施機関は、別表 1 に掲げる請求のうち、請求 2、請求 3、請求 4、請求 5、請求 6、請求 7－①、請求 8、請求 9、請求 10－①、請求 10－②、請求 10－④及び請求 10－⑤について、当該請求に係る対象文書は、執務室内等を探索したが見当たらないなどとして、物理的に不存在であることを理由に非公開決定を行っている。

この点、当審査会が実施機関に確認したところ、当該請求に係る対象文書は、仮に存在するとしても、その保存期間はいずれも、実施機関における行政文書の作成や保存等について定める神奈川県行政文書管理規則（以下「規則」という。）の別表に規定する「県有財産の処分又は管理に関するもので軽易なもの」であるとして、5 年保存文書に該当するとの説明があった。

当審査会が確認したところ、当該請求の内容はいずれも、実施機関が所管する特定県営団地の管理に関連する行政文書の公開を求めるものと認められることから、当該行政文書が規則上の「県有財産の処分又は管理に関するもので軽易なもの」として 5 年保存文書になるとの実施機関の説明は不自然、不合理ではない。そこで、以上の実施機関の説明を前提に、本件処分における文書不存在決定の妥当性を以下検討する。

ア 請求 2 について

請求 2 は、「平成 22 年 6 月 17 日（水曜日）午後 15 時 30 分に来訪約束を頂いた文書写の開示」を求めるものである。

実施機関は、当該請求について、「本参考公開文書以外に、平成 22 年 6 月 17 日来訪約束に関する文書は、執務室内と PDF 集積ファイルを含む保存文書を探したが見当たらない」として、文書不存在を理由に非公開決定を行っている。

そこで検討すると、仮に実施機関が平成 22 年に当該請求に係る文書を作成又は取得していたとしても、規則によれば、平成 22 年から既に 5 年を超える期間が経過していた本件請求時点（令和元年 10 月 4 日）においては、その保存期間が満了していたことになる。

この点を踏まえると、実施機関が当該文書を不存在としたことは不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない以上、実施機関が請求２に対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

イ 請求３について

請求３は、「平成21年７月27日（月曜日）特定職員のご挨拶を頂戴した際の神奈川県特定市特定区特定番地特定県営団地内の改善計画書の開示」を求めるものである。

実施機関は、当該請求について、「平成21年７月27日面談時に交付した文書は、執務室内とPDF集積ファイルを含む保存文書を探したが見当たらない」として、文書不存在を理由に非公開決定を行っている。

そこで検討すると、仮に実施機関が平成21年に当該請求に係る文書を作成又は取得していたとしても、規則によれば、平成21年から既に５年を超える期間が経過していた本件請求時点（令和元年10月４日）においては、その保存期間が満了していたことになる。

この点を踏まえると、実施機関が当該文書を不存在としたことは不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない以上、実施機関が請求３に対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

ウ 請求４について

請求４は、「平成21年11月12日（木曜日）に業者の方に計画説明をされた計画書の開示」を求めるものである。

実施機関は、当該請求について、「本参考公開文書以外に、平成21年11月12日業者に説明した計画書に関する文書は、執務室内とPDF集積ファイルを含む保存文書を探したが見当たらない」として、文書不存在を理由に非公開決定を行っている。

そこで検討すると、仮に実施機関が平成21年に当該請求に係る文書を作成又は取得していたとしても、規則によれば、平成21年から既に５年を超える期間が経過していた本件請求時点（令和元年10月４日）においては、その保存期間が満了していたことになる。

この点を踏まえると、実施機関が当該文書を不存在としたことは不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない以上、実施機関が請求4に対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

エ 請求5について

請求5は、「平成22年3月12日（木）から工事が始まり、3月28日に完成したと言われた工事に関する文書一式の開示」を求めるものである。

実施機関は、当該請求について、「本参考公開文書以外に、平成22年3月12日から工事が始まり、3月28日に完成したと言われた工事に関する文書は、執務室内とPDF集積ファイルを含む保存文書を探したが見当たらない」として、文書不存在を理由に非公開決定を行っている。

そこで検討すると、仮に実施機関が平成22年に当該請求に係る文書を作成又は取得していたとしても、規則によれば、平成22年から既に5年を超える期間が経過していた本件請求時点（令和元年10月4日）においては、その保存期間が満了していたことになる。

この点を踏まえると、実施機関が当該文書を不存在としたことは不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない以上、実施機関が請求5に対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

オ 請求6について

請求6は、「業者の方に馬型の車止め数が少ない点を尋ねた際に、元受けの方に確認された相違文書の開示」を求めるものである。

実施機関は、当該請求について、「執務室内とPDF集積ファイルを含む保存文書を探したが見当たらない」として、文書不存在を理由に非公開決定を行っている。

当審査会が確認したところ、請求6の内容において記載されている「馬型の車止め」は、実施機関が審査請求人に対して本件請求に関連して参考に提供した行政文書等によれば、平成22年前半に行われた工事により設置されたものと認められる。そして、仮に実施機関が平成22年に当該請求に係る文書を作成又は取得していたとしても、規則によれば、

平成22年から既に5年を超える期間が経過していた本件請求時点（令和元年10月4日）においては、その保存期間が満了していたことになる。

この点を踏まえると、実施機関が当該文書を不存在としたことは不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない以上、実施機関が請求6に対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

カ 請求7－①について

請求7－①は、「平成22年5月25日電話の際に、特定職員に確認をした『風除けの点で話が詰まっていなかったから』と私がリハビリにて不在時に、訪問していただいたことも伺い恐縮しました。の中で持参した文書の開示」を求めるものである。

実施機関は、当該請求について、「どのような内容の文書であるのか特定できず、執務室内とPDF集積ファイルを含む保存文書中ではそれらしきものが見当たらない」として、文書不存在を理由に非公開決定を行っている。

そこで検討すると、仮に実施機関が平成22年に当該請求に係る文書を作成又は取得していたとしても、規則によれば、平成22年から既に5年を超える期間が経過していた本件請求時点（令和元年10月4日）においては、その保存期間が満了していたことになる。

この点を踏まえると、実施機関が当該文書を不存在としたことは不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない以上、実施機関が請求7－①に対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

キ 請求8について

請求8は、「平成22年4月8日（水曜日）の午後2時に、特定個人から（略）馬型の車止め2個設置の件で因縁をつけられたことに対し（略）特定個人の夫に説明した論拠文書及び日報乃至日誌の開示」を求めるものである。

実施機関は、「執務室内とPDF集積ファイルを含む保存文書を探したが見当たらない」として、文書不存在を理由に非公開決定を行っている。

そこで検討すると、仮に実施機関が平成22年に当該請求に係る文書を作成又は取得していたとしても、規則によれば、平成22年から既に5年を超える期間が経過していた本件請求時点（令和元年10月4日）においては、その保存期間が満了していたことになる。

この点を踏まえると、実施機関が当該文書を不存在としたことは不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない以上、実施機関が請求8に対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

ク 請求9について

請求9は、「同日、特定職員から特定県営団地の今後の改善計画については、6月一杯ぐらいは各県営アパートの巡回予定があるので、7月に入りU字溝等の活用により、馬型車両止めの増設地や、風除、地盤の沈下模様の対策を講じていただける旨を伺いましたが記載文書の開示」を求めるものである。

実施機関は、当該請求について、「本参考公開文書以外に、左記請求文書は、執務室内とPDF集積ファイルを含む保存文書を探したが見当たらない」として、文書不存在を理由に非公開決定を行っている。

当審査会が本件公開請求書の記載を確認したところ、請求9の内容において記載されている「同日」は、請求8の内容における「平成22年4月8日」を示すものと認められる。そして、仮に実施機関が平成22年に当該請求に係る文書を作成又は取得していたとしても、規則によれば、平成22年から既に5年を超える期間が経過していた本件請求時点（令和元年10月4日）においては、その保存期間が満了していたことになる。

この点を踏まえると、実施機関が当該文書を不存在としたことは不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない以上、実施機関が請求9に対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

ケ 請求10－①について

請求10－①は、「平成13年の秋、特定職員が『ライジングボラードを道路中央に作り必要な車だけ通すという考えを述べ、（略）文言は、1年間

やって様子を見てから特定個人と考えましょう。』とポールを立てる対応は素早かったが、以後なしのつづて引き継ぎに係する文書の開示」を求めるものである。

実施機関は、当該請求について、「執務室内とPDF集積ファイルを含む保存文書を探したが見当たらない」として、文書不存在を理由に非公開決定を行っている。

そこで検討すると、仮に実施機関が平成13年に当該請求に係る文書を作成又は取得していたとしても、規則によれば、平成13年から既に5年を超える期間が経過していた本件請求時点（令和元年10月4日）においては、その保存期間が満了していたことになる。

この点を踏まえると、実施機関が当該文書を不存在としたことは不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない以上、実施機関が請求10－①に対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

コ 請求10－②について

請求10－②は、「平成18年8月30日に特定個人が見え、特定道路側からポールの撮影を終え、（略）と言われましたが、引継ぎに類する文書の開示」を求めるものである。

実施機関は、当該請求について、「執務室内とPDF集積ファイルを含む保存文書を探したが見当たらない」として、文書不存在を理由に非公開決定を行っている。

そこで検討すると、仮に実施機関が平成18年に当該請求に係る文書を作成又は取得していたとしても、規則によれば、平成18年から既に5年を超える期間が経過していた本件請求時点（令和元年10月4日）においては、その保存期間が満了していたことになる。

この点を踏まえると、実施機関が当該文書を不存在としたことは不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない以上、実施機関が請求10－②に対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

サ 請求10－④について

請求10－④は、「特定電話番号に電話を掛けても直ぐに出ないし、（略）団地居住者以外の車両が一日平均42台も進入し排気ガスや騒音で困っていることを話したことに對し①約束した引き継ぎに類する文書の開示」を求めるものである。

実施機関は、当該請求について、「執務室内とPDF集積ファイルを含む保存文書を探したが見当たらない」として、文書不存在を理由に非公開決定を行っている。

この点、当審査会が実施機関に確認したところ、当該請求に関連する文書や類推される文書も含めて探索したが、特定に至らなかったとのことであった。

上記説明を踏まえると、実施機関における請求対象文書の探索及び特定に係る対応が不十分であったとまではいえないことから、実施機関が請求10－④に対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

シ 請求10－⑤について

請求10－⑤は、「特定電話番号に電話を掛けても直ぐに出ないし、（略）団地居住者以外の車両が一日平均42台も進入し排気ガスや騒音で困っていることを話したことに對し②特定署交通課の特定署員からの注意書の開示」を求めるものである。

実施機関は、当該請求について、「執務室内とPDF集積ファイルを含む保存文書を探したが見当たらない」として、文書不存在を理由に非公開決定を行っている。

この点、当審査会が実施機関に確認したところ、当該請求に関連する文書や類推される文書も含めて探索したが、特定に至らなかったとのことであった。

上記説明を踏まえると、実施機関における請求対象文書の探索及び特定に係る対応が不十分であったとまではいえない。また、仮に当該請求に係る行政文書が存在していたとしても、警察署員が発出したとされる以上、当該警察署において管理されているものと思料され、実施機関において当該行政文書が存在していないことに不自然、不合理な点はない。

したがって、実施機関が請求10－⑤に対して文書不存在を理由に非公開

決定を行ったことは妥当である。

(2) 非公開情報該当性について

実施機関は、請求 7-②、請求 11-①及び請求 10-③に対して特定した行政文書に含まれる情報の一部が、条例第 5 条第 1 号に規定する個人に関する情報に該当することを理由に一部公開決定を行っているため、以下、当該処分の妥当性について検討する。

当審査会が確認したところ、請求 7-②及び請求 11-①に係る行政文書は、特定県営団地の環境改善に関する文書であることが認められ、また、請求 10-③に係る行政文書は、風砂塵防護除けの設置に関する文書であることが認められる。

実施機関は、これらの文書に記載された個人の氏名、印影、住所及び電話番号について、条例第 5 条第 1 号に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、当該非公開情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当し、また、同号ただし書アからエまでに規定する情報にも該当しない。

したがって、実施機関が当該情報を条例第 5 条第 1 号に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1（請求内容と原処分内容）

請求		請求内容	原処分内容
1		令和元年 10 月 3 日現在における特定地番の現行土地表示図の開示。	全部公開
2		平成 22 年 6 月 17 日（水曜日）午後 15 時 30 分に来訪約束を頂いた文書写の開示。	非公開（文書不存在）
3		平成 21 年 7 月 27 日（月曜日）特定職員のご挨拶を頂戴した際の神奈川県特定市特定区特定番地特定県営団地内の改善計画書の開示。	非公開（文書不存在）
4		平成 21 年 11 月 12 日（木曜日）に業者の方に計画説明をされた計画書の開示。	非公開（文書不存在）
5		平成 22 年 3 月 12 日（木）から工事が始まり、3 月 28 日に完成したと言われた工事に関する文書一式の開示。	非公開（文書不存在）
6		業者の方に馬型の車止め数が少ない点を探した際に、元受けの方に確認された相違文書の開示。	非公開（文書不存在）
7	①	平成 22 年 5 月 25 日電話の際に、特定職員に確認をした「風除けの点で話が詰まっていなかったから」と私がリハビリにて不在時に、訪問していただいたことも伺い恐縮しました。の中で持参した文書の開示。	非公開（文書不存在）
	②	平成 22 年 6 月 22 日付請求者の発出文書写の開示。	一部公開（条例第 5 条第 1 号本文該当）
8		平成 22 年 4 月 8 日（水曜日）の午後 2 時に、特定個人から「あれはあんたがやったのです。あそこは県道です。誰が通ってもいいのです。今度ここを（特定個人宅前の道路）通らないでください。私の土地だから…」などと馬型の車止め 2 個設置の件で因縁をつけられたことに対し「平成 22 年 6 月 17 日（午後 4 時ころ）特定個人宅で、神奈川県営繕課特定職員が「県道ではありません。県有地ですから県で設置しました。」と特定個人の夫に説明した論拠文書及び日報乃至日誌の開示。（同日、帯同した私、家族も応答模様を確認している。）	非公開（文書不存在）

請求		請求内容	原処分内容
9		同日、特定職員から特定県営団地の今後の改善計画については、6月一杯ぐらいは各県営アパートの巡回予定があるので、7月に入りU字溝等の活用により、馬型車両止めの増設地や、風除、地盤の沈下模様の対策を講じていただける旨を伺いましたが記載文書の開示。	非公開（文書不存在）
10	①	平成13年の秋、特定職員が「ライジングボラードを道路中央に作り必要な車だけ通すという考えを述べ、当面は『通り抜け出来ません』と表示ポールを立てます。文言は、1年間やって様子を見てから特定個人と考えましょう。」とポールを立てる対応は素早かったが、以後なしのつづて引き継ぎに関する文書の開示。	非公開（文書不存在）
	②	平成18年8月30日に特定個人が見え、特定道路側からポールの撮影を終え、「私の客人が来た時に私宅駐車場まで「通路半分は使っているよ。」と言われましたが、引継ぎに類する文書の開示。	非公開（文書不存在）
	③	平成23年3月14日送付文書写の開示。	一部公開（条例第5条第1号本文該当）
	④	特定電話番号に電話を掛けても直ぐに出ないし、「ちょっと待ってください」から出られるまでが長くて閉口し、団地居住者以外の車両が一日平均42台も進入し排気ガスや騒音で困っていることを話したことに對し	①約束した引き継ぎに類する文書の開示。
	⑤		②特定署交通課の特定署員からの注意書の開示。
11	①	「風よけ」が設置されるとのこと（特定職員談 6/21 日）、アパート側から強烈に吹きつける風に「上州の空っ風より凄い」と怯え平成20年2月3日他界した母親に報告が出来る、設置を期待しておりますと送付した文書写の開示。	一部公開（条例第5条第1号本文該当）
	②	平成22年7月29日特定町内会館での説明会用資料の開示。	全部公開

別表 2（特定した行政文書及び非公開情報）

請求	特定した行政文書	非公開情報
7－②	県有地内の環境改善について	氏名、印影、住所及び電話番号
10－③	風砂塵防護除け設置進捗状況について（要書面回報）	氏名、印影、住所及び電話番号
11－①	県有地内の環境改善について ※ 上記 7－②と同一の文書	氏名、印影、住所及び電話番号

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 2 年 2 月 3 日 (収受)	○ 諮問
令和 7 年 1 月 24 日 (第 246 回部会)	○ 審議
令和 7 年 2 月 5 日	○ 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
令和 7 年 2 月 25 日 (第 247 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
小 沢 奈 々	横浜国立大学准教授	
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（令和 7 年 3 月 4 日現在）（五十音順）